

令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講じます。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直します。

目 次

1 個人所得課税

(1) 住宅ローン控除制度の見直し P02

コラム(改正の背景)①

2 資産課税

(1) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し P04

(2) 登録免許税におけるキャッシュレス納付制度の創設 P04

3 法人課税

(1) 積極的な賃上げ等を促すための措置 P05

コラム(改正の背景)②

(2) オープンイノベーション促進税制の拡充 P07

(3) 5G導入促進税制の見直し P07

4 消費課税

(1) 自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設 P09

(2) 航空機燃料税の税率の見直し P09

(3) 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の段階的廃止等 P09

5 納税環境整備

(1) 税理士制度の見直し P10

(2) 記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応策 P10

(3) 財産債務調書制度の見直し P11

(参考) 令和4年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額 P12